

## 国民年金コーナー

### 「社会保険料控除証明書」が発行されました ～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

#### ◎納付した国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、社会保険料控除の対象として課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのは、その年の1月から12月までに納付した保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

#### ◎ご家族の保険料を納付された場合も控除対象となります

ご自身の保険料だけではなく、配偶者やお子さんなど、ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の社会保険料控除対象となります。

#### ◎社会保険料控除を受けるには、納付したことを証明する書類の添付が必要です

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、年末調整や確定申告を行うときに、領収書など保険料を納付したことを証明する書類の添付が必要です。

このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、納付額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されました。

申告書などの提出の際には、必ずこの証明書または領収書を添付してください。

※平成28年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付された方へは、翌年の2月上旬に送付されます。

#### ◎11月30日(いいみらい)は「年金の日」です！

厚生労働省では、国民一人一人が「ねんきんネット」などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。

#### ◎「ねんきんネット」をご利用ください

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、年金記録を基に将来の年金受給見込額についてさまざまな条件での試算をすることができます。

※ねんきんネットのご利用には、ユーザーIDの取得が必要です。

なお「ねんきんネット」の詳細については、日本年金機構ウェブサイトをご覧ください。お近くの年金事務所へお問い合わせください。

#### ◎ねんきんネットなどについての問い合わせ

ねんきん定期便・ねんきんネット等  
専用ダイヤル

☎0570-058-555

※050から始まる電話の場合

☎03-6700-1144

#### ◎その他年金に関する問い合わせ

☎郡山年金事務所

☎024-932-3434

☎町民生活課

☎72-6933